

Ⅲ 公益法人への寄附に関する税制支援について

平成 20 年度の新公益法人制度施行にあわせ、公益法人への寄附に関する各種税制優遇が認められています。また、この度の大震災で被災した地域等での被災者支援・復興支援に注力されている法人への支援等、公益活動の原資としての寄附金の重要性は更に増していると考えられます。

そこで、ここでは、公益社団・財団法人への寄附金に関する税制上の措置について改めて御紹介致します。

～ 目 次 ～

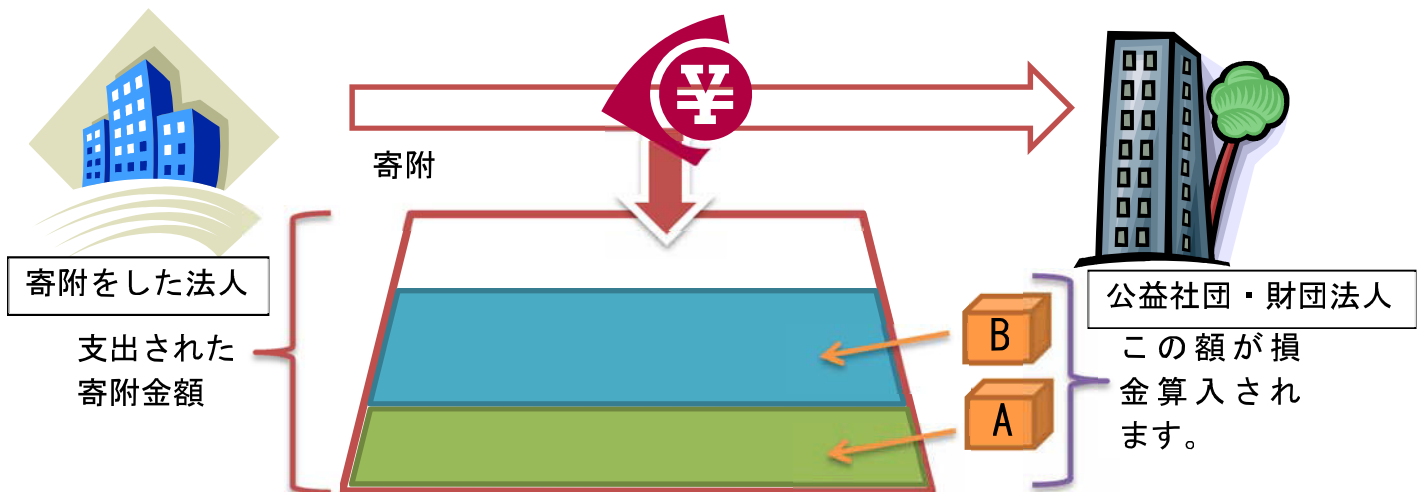
1. 公益法人への寄附に関する寄附金税制優遇について
2. 税制優遇制度が適用されるタイミングについて
3. 大震災で滅失・損壊した建物等の復旧のために集める寄附金税制優遇について
4. 被災者支援活動を行う公益法人が募集する寄附金税制優遇について
5. 税額控除制度の創設について

1. 公益法人への寄附に関する寄附金税制優遇について

公益社団・財団法人は、全て税法上の「特定公益増進法人」に該当し、法人が実施している公益目的事業を支援するために支出された寄附金については、税制上の優遇制度（以下「寄附金税制優遇」と言います。）が認められています。寄附金税制優遇については、①法人（民間企業等）からの寄附と②個人からの寄附のそれぞれについて定められています。

(1) 法人（民間企業等）からの寄附の場合

支出された寄附金について、以下の額を限度として、損金算入すること（損金算入の分だけ、課税対象額が減少します。）ができます。



$$A : (\text{所得基準額} + \text{資本基準額}) \times 1/2$$

※所得基準額 = 所得金額 × 5/100

※資本基準額 = 資本金等の額 × 当期月数 / 12 × 2.5 / 1,000

※他の特定公益増進法人及び認定 NPO 法人向けの寄附金とあわせてこの限度額まで損金算入できます。

B: (所得基準額+資本基準額) × 1/2

※所得基準額=所得金額×2.5/100

※資本基準額=資本金等の額×当期月数/12×2.5/1,000

※Aの限度額により損金算入されなかった部分について、他の寄附金(※1)とあわせてこの限度額まで損金算入できます。

※1 次の寄附金以外の寄附金を指します。

国・地方向け寄附金、指定寄附金、特定公益増進法人及び認定NPO法人向け寄附金

(2) 個人からの寄附の場合

① 所得税に関する寄附金税制優遇

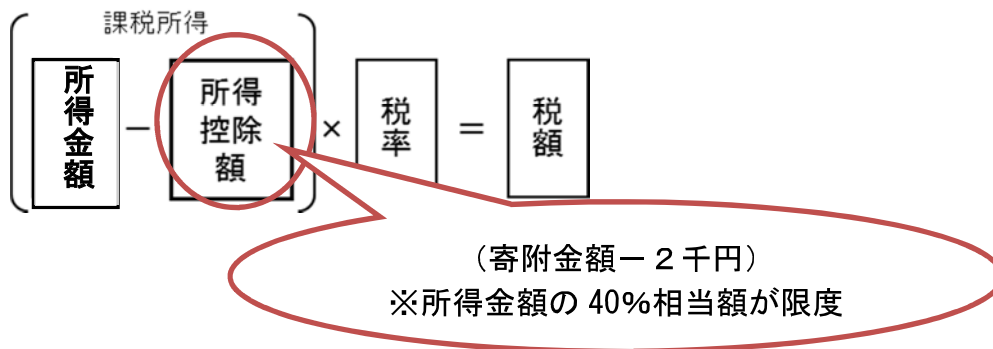
支出された寄附金について、(寄附金額(※) - 2千円)の額が所得控除されます。

(注) 所得金額の40%相当額が限度となります。

※ 「寄附金額」には、国・地方公共団体、他の特定公益増進法人等への寄附金額を含みます。

< 所得税の所得控除とは? >

課税所得算出時に、所得金額から、上の算式により算出された額が控除される制度です。



② 住民税に関する寄附金税制優遇

都道府県・市町村の条例等において、住民税に関する寄附金税制優遇対象として規定されている公益社団・財団法人の場合、支出された寄附金について、

(寄附金額(※1) - 5千円) × 住民税率(※2)の額が税額控除されます。

※1 「寄附金額」には、地方公共団体、他の特定公益増進法人等への寄附金額を含みます。

※2 住民税率：都道府県住民税4%・市町村住民税6%

< 住民税の税額控除とは? >

住民税額から、上の算式により算出された額が、控除される制度です。

